

# 公益社団法人宮城県トラック協会青年部会 会則

## (名 称)

第1条 本部会は、「公益社団法人宮城県トラック協会青年部会」と称する。

## (事務局)

第2条 本部会の事務局は、公益社団法人宮城県トラック協会（以下：宮ト協）内に置く。

## (目 的)

第3条 本部会は、経営の次世代を担う事業経営者並びに従事者の育成のための研修及び相互研鑽の機会や社会貢献活動等を通じ、トラック運送業界の進展に、寄与することを目的とする。

## (活 動)

第4条 本部会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- 1 事業経営者並びに従事者の研修
- 2 地域、社会貢献活動
- 3 他の業界組織青年部会との交流、情報交換
- 4 その他、宮ト協が必要と認めたもの

## (会 員)

第5条 本部会の部会員は、宮ト協各支部青年部の部員をもって構成する。

- 2 本部会の部会員は、50歳未満の者とする。  
なお、年度内に満50歳に達した場合、その年度内は会員の資格を有するものとする。  
但し、役員推薦にあつては、50歳未満の者とする。
- 3 入会は、役員会の定めにより、その承認を受けなければならない。

## (総 会)

第6条 総会は、すべての部会員をもって構成する。

- 2 総会は、次の事項について決議する。
  - (1) 会則の変更
  - (2) 役員を選任及び解任
  - (3) 活動報告及び活動計画の決定
  - (4) その他会長が特に必要と認める事項
- 3 総会は、毎年度1回開催するほか、部会長が必要と認めたときに開催する。
- 4 総会の議決は、出席部会員の過半数をもって行う。

(役員)

第7条 本部会に、次の役員を置く。

部会長 1名  
副部会長 8名以内

(役員を選任)

第8条 本部会の役員は、各支部青年部の部長で構成する。

2 役員会は、部会員の中から部会長を選任する。

(役員の仕事)

第9条 部会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故等があるときは、職務を代理する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、2年とする。

但し、再任を妨げない。また、任期中に役員が変更した場合、後任者の任期は、残任期間とする。

(顧問)

第11条 当青年部会の役員以外が東北六県トラック協会連合会青年部会の役員に選出された場合は、顧問として置く。

2 顧問は、役員会に出席して意見を述べる事ができる。

(役員会)

第12条 本部会に、役員会を置く。

(経費)

第13条 本部会の経費は、宮ト協の会計規定による。(但し、懇親会等の費用は含まない。)

(その他)

第14条 この会則に定めるもののほか、本部会の運営について必要な事項は、部会長が別に定める。

[ 付 則 ] この会則は、平成25年7月2日から施行する。

平成26年7月 3日 規約の一部改正

平成27年7月10日 規約の一部改正